平成２４年（フ）第９９号
静岡県沼津市下香貫牛臥3030番地の１　下香貫パークハウス505、前住所埼玉県狭山市入間川３丁目27番32―201号
債務者　斎藤　岳人
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１００号
静岡県沼津市下香貫牛臥3030番地の１　下香貫パークハウス505、前住所埼玉県狭山市入間川３丁目27番32―201号
債務者　斎藤　久子
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１１５号
静岡県沼津市北高島町21番15号
債務者　菅原　和江
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第８７号
高知市桜井町２丁目６番１号　オブジェ１―302号室
債務者　西本　卓豊
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１２８号
高知市北秦泉寺763番地
債務者　大町　隆彦
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１２９号
高知市北秦泉寺763番地
債務者　大町　美佐
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１３０号
高知県南国市奈路526番地
債務者　宮本　佐知
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１４１号
高知市葛島４丁目５番10号　アゼリア20―101
債務者　土居　正典
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４０号
鹿児島県鹿児島市日之出町15番15号
債務者　平田真紀子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第９３号
鹿児島県鹿児島市和田１丁目30番16号　内野ハイツ302号
債務者　有村　珠美
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１００号
鹿児島県鹿児島市武１丁目40番９号
債務者　宇治川泰則
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１１２号
鹿児島県鹿児島市冷水町36番11号
債務者　松田　直人
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１１７号
鹿児島県鹿児島市山田町2945番地５
債務者　益﨑　又男
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１３６号
鹿児島県鹿児島市唐湊１丁目１番27号　コーポエンジュ302号
債務者　増田　貴之
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２４号
秋田県湯沢市前森２丁目５番21号
債務者　伊藤　幸男
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第２７号
秋田県横手市大森町西野67番地４
債務者　飛澤　　誠
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第１７号
栃木県那須塩原市睦105番地101、前住所栃木県那須塩原市睦105番地20
債務者　小山田久美子
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部